



創立当時の玄関

# 九品仏小学校同窓会だより

## ※年度総会のお知らせ

昭和六十三年度の年度総会を左記のように開催いたします。各期幹事の方日頃のご協力ありがとうございます。

同期の方への連絡、名簿の整備、会費の納入勧誘等ご苦労様です。

今年の年度総会の日程が決まりましたので、あらかじめお知らせいたします。

### 記

日 時 六月十九日（日）午後一時

場 所 九品仏小学校

尚、三十五期生の皆さんは当日卒業アルバムの配布があります。是非ご出席下さい。

No. 1	世田谷区奥沢八一十二一
63.5.17	TEI 七〇三〇四五五八会
発行人	富田浩司
会長	富田浩司

## ※「同窓会だより」発刊によせて

同窓会会長 富田 浩司

母校九品仏小学校の同窓会は、ご承知通り、創立三十五周年を機に結成され、現在は各期名簿の整備と財政面の充実を期して、各期幹事のご尽力によって、地味ながら着実に活動を進めております。

今回、「同窓会だより」を発刊し、同窓会の年間活動の報告と共に会員相互の親睦の場として、活用していきたいと思います。

発行の時期は、毎年五月を予定して、六月に開催の年度総会のお知らせと兼ねて、前年度の活動総括、母校の近況、各期だより等、号を重ねて、会員の皆さんに親しまれる会報として、充実に努めたいと思います。ご支援、ご協力の程、特にお願いいたします。

九品仏小学校同窓会も、今年卒業の第三十五回生（九十六名）を新会員として迎え、総数四千百二十四名となりました。尚、同窓会

の結成準備会当時から、多大なご支援を頂いた浅子昭三校長先生は、三月末でご退職されました。ここに更めて心よりの御礼を申上げます。四月に着任された山本新校長先生と共に、ご教導頂きながら、今後共、会発展に努めたいと思います。

### ※ 同窓会のはたらき

第八代校長 浅子 昭三

九品仏小学校の創立三十五周年を期して同窓会が結成されました。このことの意義は年月を経るほどに大きくなると思います。

同窓会結成の話が具体的におこつたのは初代同窓会長の富田浩司氏と私との出合いからでした。昭和六十年六月頃です。第一期生の富田氏が同期会をやりたいので、当時の名簿を見せてもらえないかと遠慮がちに校長室へ来られました。その時、同窓会としての名簿が整つていれば……と、異口同音に嘆きました。まさに喧嘩同時でした。それから富田氏は二年余りねばり強く、がまん強く同窓会づくりの努力を続けられました。その間、私が脚のけがで入院、自宅療養している時、一期生が数名で見舞つて下さいました。私はそ

の熱意に感激し、何としても学校として協力しなければと心に誓いました。

学校の職員は入れ替わっていきます。PTAの方も数年で去っていきます。しかし九品仏小を母(慕)校とする卒業生は縁がきれません。九品仏小を末長く見守るのは同窓生です。これから同窓会は、母校九品仏小を援助し、すばらしい地域の発展のために核となつて活躍していくものと信じております。

### ※ 九品仏小学校に着任して

校長 山本 菊哉

前任校長浅子昭三先生の後任として、四月

一日より着任いたしました。玉川地区は、昭和四十三年から十年間、桜町小学校に勤務してお世話になつたところですので、とても懐かしい気がします。

等々力不動尊、九品仏淨真寺などは、遠足の時や、日曜日家族連れでよく訪ねました。

交通の便に恵まれながら、緑の木々は多く、住宅地として、また、子ども達を教育する環境として素晴らしい地区と思つております。

浅子校長先生をはじめ歴代の校長先生、また、初代石川達三会長以来のPTAの方々の

ご苦労、ご努力を無にすることなく、九品仏小学校の良き伝統と歴史をしっかりと守り、更に発展するため、全職員と共に力を合わせて努力精進する所存です。

"地域に根ざし、地域に生きる学校"を目指にして、地域・同窓会・PTAの方々のご協力・ご支援を得ながら、「人間性豊かな明るくたくましい九品仏っ子」の教育に励みます。

どうぞよろしくご協力の程、重ねてお願ひ致します。

### ※ 母校の近況

昨年十月に創立三十五周年の記念式典を行し、子どもたちは、文集を作り、風船上げをしてお祝いした。十二月になつて、おじいさんが風船を拾つたのでという福島県の相馬市からの便りにみんな驚かされた。

三月には、三十三回の卒業式が行われ、十六名の卒業生が巣立ち、卒業生総数が、四千百二十四名となつた。卒業生は、八幡中に五十四名、尾山台中に十八名、他の国公立中に十一名また私立中に十三名進学した。

四月には七十五名のかわいい一年生を迎え

た。児童の数は四百二十名で昨年度に比べ約五十名減った。どの学年も二学級ずつになってしまい、淋しい気もする。

浅子昭三校長先生は、昭和六十年に就任され、三月で退職された。朝に帰りに校長室をのぞいて挨拶をする子、また休み時間には遊びにくる子がいるほど、子どもたちにも親しまれ、また同窓会の発足にもご協力をいただいた。

後任として、中丸小学校から山本菊哉校長先生をお迎えした。子どもたちは毎朝、玄関で元気に挨拶を交わして登校している。

藤田統敏先生は昨年十二月一日付で旭小学校の校長先生に栄進され、後任に等々力小学校から丸山延子教頭先生が着任された。

◎九品仏小学校同窓会設立総会

1. 日 時 六十二年九月二十七日（日）  
2. 会 場 九品仏小学校体育館  
3. 次 第 午後一時  
1. 開 会  
2. 準備会世話人挨拶  
3. 学校長挨拶



「同窓会設立総会」の報告

九品仏小学校同窓会は、昭和六十二年九月二十七日（日）、午後一時から、母校体育館で設立総会を開催いたしました。卒業生百十四名、学校側より、浅子校長先生の他、第六代清水校長先生等八名、一部父母の参加もあり、総数約百三十名にて進行し、設立経過報告に統いて、議事に入り、同窓会規約及び役員の選出をはかり、会員一致で承認され、今後の活動方針を了承して、盛会裡に終了いたしました。

昭和二十七年に学校が創立されて以来、創

- |    |             |
|----|-------------|
| 4. | 役員、幹事の紹介と挨拶 |
| 4. | その他         |
| 3. | 今後の活動について   |
| 3. | 会費の取扱について   |
| 3. | 準備会基金について   |
| 3. | 他           |
| 4. | 懇親会         |
| 8. | 閉会          |
| 2. | 役員、幹事の選出と承認 |
| 1. | 同窓会規約の説明と承認 |
| 7. | 議事          |
| 6. | 議長選出        |
| 5. | 設立経過報告      |
| 4. | 来賓挨拶        |

立三十五周年の記念すべき年に全校組織の同窓会が設立されたことは、意義深く、今後につなぐ活動の中で、着実に充実、発展していくために基礎固めを進めることが、出席者全員で確認されました。

卒業生四千名は、この九品仏小学校を母校にする、同窓会員として新たな結びつきが出来ました。クラス会、同期会の開催の機会を増やし、全体会へのつながりを深めながら、この地域の母校発展の応援団として、貢献出来るよう、今後共、地味な活動を積み上げていくことが、当面の課題です。会の活動への会員の皆さんの理解と協力をお願い致します。

### ※昭和63年度同窓会役員

名譽会長	山本 菊哉	校長先生
会長	富田 浩司	一期
副会長	佐原 學	二期
常任幹事	宮本 忠	三期
常任幹事	丸山 延子	教頭先生
常任幹事	走内 義子	一期
常任幹事	中村 紘子	一期
常任幹事	根本美恵子	一期
常任幹事	三野村祐子	一期

2 1  
30 29 期卒業  
市山輝寿、大須賀忠雄、菊池富美子、  
羽深理子

### ※各期クラス幹事

現在、同窓会で把握しているクラス幹事の方は左記の方達です。

クラス幹事が交替された組、記載もれの幹事の方は至急同窓会の方へご連絡下さい。

会計監査	毛利 悅朗	二十一年期	永井 敏子	五期
幹事	新原 洋子	一期 (会計)	水越 孝子	八期
幹事	外川 剛	十三期 (会計)	河田 順治	十一期
幹事	坂本 佳子	先生・同窓会担当	山崎 英久	十五期
幹事	田中 雅子	一期	毛利 悅朗	二十一期

以上

26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15	兵藤広一	14 13 12 10 9 8 7	竹見良二	永井 敏子
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	大島基嗣	42 41 40 39 38 37 36	渡辺敏夫	鍵山征男、坂田美智子、桙田マサ子
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	慶林坊太	42 41 40 39 38 37	窪田 憲、我妻康裕	大石萬喜夫
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	毛利明寛、児島成美	10 9 8 7 6 5 4 3	吉原高志	服部権夫、白勢 岡
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	窪田 力	14 13 12 11 10 9 8 7	井の山浩一	大須賀忠雄、菊池富美子、
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	山際宏治、渡辺雅人	42 41 40 39 38 37	荒木祥子、石黒まり、岡田登志子、	清水嘉人
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	島 容子	14 13 12 11 10 9 8 7	塩田牧子	鈴木たまみ
54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43	木村彰男、山際伸治	42 41 40 39 38 37	手島勝典、清水嘉人	山田慶一郎

35 34 33 32 31 30 29 28 27  
 63 62 61 60 59 58 57 56 55  
 村上 薫、小玉浩史  
 渡辺眞千  
 南 博憲、棚瀬靖子、田中好美  
 市山規雄、鍵山昌史、長瀬竜也  
 松村嘉之、大場広輔、佐野圭介  
 池田哲人、西川孝子、高橋 愛  
 井上美穂、上島健司、平松千佳、  
 横山隆之介  
 泽 紫臣、市川明子、小林武彦、  
 廣坂亞紀子、関戸浩一、法邑容子

- 一・親睦を図るための会合
  - 二・母校行事の後援
  - 三・その他、目的達成に必要な活動
- 一・定期総会（毎年一回開催）
- 二・臨時総会（不定期開催）
- 第七条 全体総会では、次の事項を決議する。

## 第二章

### 第四条

本会は、次の会員で組織する。

- 一・会 員 九品仏小学校の卒業生、  
又は在学した人で入会希望者。
- 二・特別会員 九品仏小学校に現在、過去に在職された諸先生。

## 第三章

### 第五条

本会に次の機関をおく。

- 一・全体総会
- 二・幹事総会
- 三・常任幹事会
- 四・各期会
- 五・クラス会

常任幹事会は、総合運営機関として、会長・副会長・常任幹事で構成し、会長・幹事長が隨時招集する。

### 第六条

各期会は、卒業各期毎の会員で構成し、

学年幹事がクラス幹事と協力して親睦会等の会合を開催・運営する。

### 第七条

全体総会は、最高決議機関として全員で構成し、会長が招集する。

### 第八条

幹事総会は、基本運営機関として、会長・副会長・幹事で構成し、会長・幹事長が随时招集する。

幹事総会では、会長・副会長・常任幹事・会計監査を選出し、全体総会で承認を得る

又、常任幹事の中より幹事長・副幹事長・庶務・会計を互選する。

### 第九条

常任幹事会は、総合運営機関として、会長・副会長・常任幹事で構成し、会長・幹事長が随时招集する。

### 第十条

各期会は、卒業各期毎の会員で構成し、学年幹事がクラス幹事と協力して親睦会等の会合を開催・運営する。

### 第十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第二十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第三十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第四十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第五十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第六十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第七十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第八十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第九十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百一条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十二条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百二十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百三十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十三条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十四条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十五条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十六条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十七条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十八条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

### 第一百四十九条

本会は、目的達成のために、次の活動を行ふ。

</

構成し、クラス幹事が会員と協力して、親睦会等の会合を開催・運営する。

### 第十五条

会長は、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、会長の職務を代行する。

全体総会々費・寄付金・その他をもって、これにあてる。

### 第四章 役員等

#### 第十二条

本会に、次の役員をおく。

- 一・会長 一名
- 二・副会長 三名（内一名は、現教頭先生）
- 三・幹事 各期各クラス毎に二名
- 四・常任幹事 若干名
- 五・会計監査 二名

#### 第十三条

本会は、上記役員の他、名誉会長・顧問をおく。

- 一・名誉会長 一名（現校長先生）
  - 二・顧問 若干名（常任幹事会の推薦で会長が委嘱する）
- 名誉会長・顧問は、会の発展に協力し、隨時あらゆる会合に出席して助言することが出来る。

#### 第十四条

役員及び会計監査の任期は、原則として二年とし、再任を妨げない。

### 第十九条

本会の経費は、会員入会金・維持会費・

#### 第十六条

幹事は、各クラス幹事が兼任する。クラス幹事は、親睦会開催等の中心として行動し、活動情況及び会員の異動等を幹事長に報告する。

学年幹事は、各期クラス幹事の中の一名が兼任する。

#### 第十七条

常任幹事は、幹事の中から若干名を選出し、会長・副会長と共に常任幹事会を運営する。

#### 第十八条

会計監査は、本会の会計を監査し、全体総会にその結果を報告する。

会計監査は、隨時あらゆる会合に出席し、本会の財務・会計に関して発言することができる。

### ※各期クラス幹事の役割

- 一、クラス幹事は、同期のクラス幹事（各クラス毎に二名）と、その幹事の中の一名が兼任する学年幹事と協力し、同窓会の「幹事総会」に出席して、クラス・学年の動きを伝え、同窓会全体の運営発展に協力します。

#### 第二十条

三・全体総会の会費は、その都度徴収する。  
才未満会員は免除可)

#### 第二十一条

本会の会計年度は、毎年四月一日から、翌年三月三十一日迄とする。

#### 付 則

・本規約は、昭和六十二年九月二十七日より実施する。

二、クラス幹事(学年幹事)は、「全体総会」「各期会」「クラス会」の開催や、同窓会全体の動きを、同期のクラスの会員に伝えます。

す。

今後、同窓会では、毎年五月頃に「全体総会」「各期会」「クラス会」の案内と、同窓会の活動を載せた「九品仏小学校同窓会だより」(会員)を維持会費を納めた会員(維持会員)と、クラス幹事に郵送します。

各クラス幹事(学年幹事)は、この会報を見て、「全体総会」が開催されることを、クラスの会員に電話などで知させてください。

三、クラス幹事(学年幹事)は、クラスの会員の姓名・住所・電話番号等が変更した時

には、直ちに「はがき」で期別と変更内容

を書いて、「同窓会」事務所宛(九品仏小

学校内)に報告して下さい。

四、同窓会では、各幹事からの報告に基づいて「同窓会だより」(会報)に「各期会

「クラス会」等の活動を載せますので、会

合を開催した後に内容(種別、日時・場所・主旨・出席人数等)を、必ず「同窓会」宛に報告して下さい。

以上

昭和62年度 同窓会収支明細

収 入

項 目	金 額	摘 要
同窓会準備会より繰越	1 5 0, 7 5 3	
33, 34回 生入会金	9 1, 8 0 9	(177名預金利息分を含む)
35回 生入会金	4 8, 0 0 0	(96名)
設立総会お祝い	5, 0 0 0	
維持会費	3 1 1, 5 0 0	
利 息	2, 0 3 1	
合 計	6 0 9, 0 9 3	

支 出

項 目	金 額	摘 要
通信費	8, 9 5 0	
消耗品費	6, 6 1 0	
備品費	2, 8 0 0	
会議費	4 0, 0 0 0	
記念品費	2 3, 0 0 0	35回卒業生
涉外費	1 8, 0 0 0	慶弔費 他
小計	9 9, 3 6 0	
次期繰越金	5 0 9, 7 3 3	
合 計	6 0 9, 0 9 3	

次期繰越金内訳 とみん銀行預金 1 9 1, 2 9 8  
郵便貯金 3 1 8, 4 3 5

監査報告

昭和62年度同窓会会計収支決算書の監査を実施したところ、適正、かつ正額であることを認め、ここに報告します。

昭和63年4月10日

同窓会監事 福井郁子㊞

同窓会監事 田中雅子㊞

### ※維持会費納入方法

会運営を円滑にするため、是非ともよろしくお願い申上げます。

#### 一・維持会費

年額 一口一〇〇〇円  
(但し二十才未満会員は免除可)

規約上の原則は上記の通りですが、二口以上の納入も、又、未成年会員の納入も、可能な範囲でよろしくお願ひします。

#### 二・特別寄付

年額 隨意

「同窓会」設立に伴う活動資金の充実のために今回は維持会費の上乗せとして是非協力下さい。

#### 三・納入方法

・振込先 九品仏小学校同窓会 口座  
郵便振替口座 東京0-122010  
又は、東京都民銀行 九品仏支店  
普通0313454

(郵便振替の際には用紙裏面の通信欄に卒業年度又は期別を記入して下さい)

### ※62年度の活動報告

### ※62年度各期活動報告

9月27日 同窓会設立総会を開催。規約・役員を承認。九品仏小学校同窓会発足。

10月15日 会長、佐原、宮本両副会長、計三名が「母校三十五周年記念式」に出席。

10月24日 会長、副会長会議を開催、今後の役員会運営方針を検討。

11月3日 ファミリー運動会に会長、副会長出席。

11月15日 「創立三十五周年児童作品展」に会長、副会長が会場来場。

11月28日 第一回常任幹事会を開催。設立までの反省と今後の方針を協議。

11月29日 会長が八幡中学同窓会総会に出席。

1月20日 前教頭、藤田先生送別会開催、会長他役員数名出席。

3月25日 会長が卒業式に出席。

### ※編集後記

九品仏小学校も歴史を重ねて三十五周年、卒業生も四千名を越す学校に成長して昨年秋には全校組織の「九品仏小学校同窓会」も設立されました。  
今後は同窓生相互の親睦を深めると共に後輩在校生への後援等にも心がけ、母校の発展に少しでも貢献できるよう努めてまいります。  
(広報 走内、三野村)